

2022年度 学生便覧の訂正について

新入生 各位

お配りいたしました2022年度の学生便覧の内、下記の通り訂正がございます。
太字の個所が、訂正箇所となります。

ご不便をおかけしますが、ご承知おきください。

城西大学
学長室 学務課

pp. 137

第23条 学生は、指導教員の指示により、履修しようとする授業科目を学期の始めに当該研究科長に届出なければならない。

(他大学における履修等)

第24条 各研究科において教育研究上有益と認めるときは、**他の大学院（外国の大学院、若しくはそれに準ずる高等教育研究機関を含む）**と予め協議の上、当該大学の大学院等において、修士課程及び博士前期課程にあつては授業科目の履修を、博士課程及び博士後期課程にあつては必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は **15 単位**を超えない範囲で、本大学院における**授業科目の履修により修得**したものとみなすことができる。

3 **本大学院に入学する前に、他の大学院において修得した単位（科目等履修制度含む）は、入学後、15 単位**を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 **2 項及び3 項で修得したものとみなす単位数は、あわせて20 単位**を超えないものとする。

5 前項1の規定により研究指導を受けることができる期間は1年以内とする。ただし、教育上有益であると当該研究科委員会において認めるときは、修士課程及び博士前期課程を除き、延長を認めることができる。

(修士課程の修了)

第26条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、同課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本学学位規程の定める修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げ、これを研究科委員会が認めたものに

については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該修士課程及び博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題に関する研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 入学前に修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院で修得したものとみなした場合、単位数、その修得に要した期間等を勘案して、1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、少なくとも1年以上在学するものとする。

（博士課程の修了）

第 27 条 博士課程（博士課程（4年制）を除く。）の修了要件は、同課程に5年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本学学位規程の定める博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げ、これを研究科委員会が認めた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程（4年制）の修了要件は、同課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本学学位規程の定める博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げ、これを研究科委員会が認めた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

また、入学前に修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院で修得したものとみなした場合、単位数、その修得に要した期間等を勘案して、1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

pp. 144

付 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

改正条文 第5条、第21条（別表2）、**第23条、第24条、第26条、第27条**